HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	比較法学の視角から見た台湾法の特殊な位置づけ
Author(s)	鈴木, 賢
Citation	新世代法政策学研究, 18, 293-305
Issue Date	2012-11
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/51532
Type	departmental bulletin paper
File Information	HJNGLP018_010.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

論　　説

比較法学の視角から見た台湾法の特殊な位置づけ[1]

鈴　木　　賢

要約

本稿は以下の部分から構成される。(1) 台湾法は、清治時期（伝統中国法）→日治時期（日本法）→中華民国時期（旧中国法）→多元的継受期（日本法、ドイツ法、アメリカ法）→独自発展時期という経路を辿り、これまで4回の異なる法継受の歴史を経験してきた。(2) 台湾法が吸収・消化してきた伝統中国法、日本法、ドイツ法、アメリカ法の各要素が現在、どのように具体的に現れているかを概観する。結論として、現代台湾法には多元的要素が重畳的に重なった複雑な混合体＝法のクレオールcreoleが生じていることを指摘する。(3) 台湾法は比較法的に見て、すでに独自の性格を獲得し、世界の法発展、とくに中華人民共和国の法整備には大きな貢献が期待される。

キーワード　比較法、台湾法、法継受、日本法、ドイツ法、アメリカ法、法のクレオール

1　はじめに

比較法（学）とは、「種々の法域における法秩序全体、またはそれを構成する法制度や法規範の比較を目的とする法学の一分野である」[2]と定義

[1] 本稿は台湾中央研究院が主催した「第1回台湾研究世界大会」(2012年4月26日) の「法と社会」セッションでの報告原稿に加筆、修訂を加えたものである。

[2] 五十嵐清『比較法ハンドブック』(有斐閣、2011年) 1頁。

される。本稿は台湾[3]で現在、社会を実際に規律している公式法[4]（以下、台湾法と称する）が、いかに歴史的に形成されたか、また比較法的な視角から見て、それにはいかなる特徴が見られるかを整理し、数度の法継受の結果、多元的な法が相互融合し、ついには母法とは異質な独自の法が生み出されようとしていることを論じる。こうした作業を通じて、世界の法秩序のなかでの現代台湾法の位置づけを明らかにしたいと考える。

なお、ここでは総体としての台湾の現行法秩序全体が考察の対象であり、個々の法分野の詳細について論じることを目的とするものではないことをお断りしておく。

2　歴史上生起した四度の法継受

台湾法はその数奇な歴史的発展の経緯を反映して、きわめて多元的な法域から影響を受けて今日に至っている。他の法域から法制度の一部ないし全部を移植することを比較法学では「継受」と称しているが[5]、台湾法はこれまで数度の異なる法域からの法継受が繰り返して行われてきた点で特徴的である。

最初の法継受は中国に生起した清朝が、1683年に鄭成功に代わって台湾を支配区域に組み込むことによって生じた。すなわち、台湾でも漢民族および漢化された平埔族を中心に伝統中国法が全面的に適用されるようになる（第1回継受）[6]。それ以前においても中国から漢民族が台湾へ移住してくるようになってからは、民間レベルでの「生ける法」の移入は始まっていたと思われるが、国家法として台湾にその行政、司法機構とともに中国の法制が本格的に持ち込まれるのは、これが始めてであった。これ以後、

[3] 本稿でいう「台湾」には、現在実効支配が及んでいる澎湖、金門、馬祖諸島を含むものとするが、台湾および澎湖と金門・馬祖の間には歴史的、文化的に大きな差異があることは留意が必要である。

[4] 公式法とはおもに国家制定法、裁判所による判例を指すが、法学説、慣習、民衆の法意識などにも可能なかぎり配慮したい。

[5] 五十嵐清、前掲註(2)126-127頁は「移植」と「継受」を同義語として扱っている。

[6] 王泰升『台湾法律史概論』第3版（元照出版、2009年）55頁以下参照。

約200年にわたって中国法が台湾で行われたことになる（清治時期）。

2回目の法継受は、1895年に馬関（下関）条約によって台湾および澎湖諸島が清国から日本へ永久割譲されることによって生じた[7]。これ以後、台湾には日本法が国家法として作用するようになる。当初はおもに台湾植民地統治のための特別法が適用されたが、1923年以後はいわゆる「内地延長主義」がとられ、台湾は基本的には日本の国内法によって統治されるようになった[8]（日治時期）。こうして日本の植民地となった台湾には、日本が明治維新以後、フランスやドイツなどのヨーロッパ大陸法から継受した近代型の法体系がほぼ包括的に移入された。日本法自体がヨーロッパ大陸法からの継受によって形成されていたことから、台湾も間接的に大陸法を継受する結果となった。

3回目の継受は、日本の敗戦にともない1945年に台湾が中華民国によって接収され、中華民国法が全面的に適用されることによって生じた。その後、1949年12月には国民党蒋介石政権が中国共産党との内戦に敗れて、台北に政府を移転したことにより、中華民国法の実効支配領域は事実上、台湾およびその付属島嶼だけに縮減されることとなった[9]。1971年に国連を脱退するまでは、台湾にある中華民国が国際社会においては「中国」として扱われていたが、これ以後は中華人民共和国が「中国」となった。しかし、台湾で効力を発揮し続けた法はおもに中華民国が南京に首都を構えていた1930年代に制定されたものであり（いわゆる「30年代法体制」）、それは清末以来、中国で展開された大陸法からの法継受の延長線上に形成された法であった（中華民国時期）[10]。

[7] 同前109頁以下参照。

[8] 日本法が適用されなかった例外としては、民法の家族法がある。台湾人同士の家族関係は日治時期の最後まで「旧慣」によるとされた。

[9]「小台湾、大政府」と言われる構造が形成された。王泰升・薛化元・黄世杰『追尋台湾法律的足跡』（五南出版、2006年）142頁参照。

[10] 他方、中華人民共和国では30年代法体制は1949年2月の中共中央「六法全書を廃棄し、解放区の司法原則を確定することに関する指示」などによって徹底廃棄された。したがって、中華人民共和国にとって30年代法体制は「旧法」ということになる。高見澤磨・鈴木賢『中国にとって法とは何か』（岩波書店、2010年）80頁以下参照。

30年代法体制は主要にはドイツ法、日本法、スイス法などを継受して形成された近代型法制であり、少なくとも法規範の外見は、伝統中国法からほぼ完全に転換していた。日治時期に近代型法体制を一定程度根付かせていた台湾で、皮肉にもこの法システムは初めて実効性を獲得するに至る。その背景としては、とくに清末以来の近代法継受が岡田朝太郎、松岡義正などの日本の法学者の関与によって行われていたこと[11]、30年代法体制の形成にも日本からの留学帰国者が深く関与し、日本法ないし日本を経由したドイツ法の影響が及んでいたことなどを指摘できる[12]。

1949年以降、中華人民共和国が法継受の対象を日本やヨーロッパ大陸法からソビエト法へと切り替えたのに対して、台湾では戦後も日本、ドイツ、そしてこれに加えて少し後にはアメリカ法からの法継受が継続して行われた。この4回目の法継受がそれ以前に生じた3回の法継受とは本質的に異なるのは、それが初めて台湾人の自発的な意思と選択によってなされたものだという点である。当初は法律家の知的背景や語学上の便宜から日本法（学）の影響が強かったが、60年代以降はしだいにドイツ留学から帰国した新世代の法律家が育ち、ドイツ法からの直接的な継受を主体とするようになる。さらに、90年代以降はアメリカに留学する法律家が増えるにともない、アメリカ法からの継受もさかんに行われるようになる。こうして30年代法体制は、これに多元的な法継受を上乗せするとともに、台湾の実情を反映した独自性をも育みつつ、新たな法システムへと変容を遂げている[13]（多元的法継受期→独自発展期）。

このように国家法としての台湾法は４度にわたる法継受を経験して、清治時期→日治時期→中華民国時期→多元的継受期→独自発展期という各時期を経て今日に至っている。その結果、以下のように現代台湾法は多様な要素が重畳的に重なった複雑な混合体となっている。

[11] 黄源盛『法律継受與近代中国法』（国立政治大学法学叢書55巻、2007年）79頁以下参照。

[12] 王泰升「四個世代塑而成戦後台湾法学」臺大法学論叢40巻特刊、2011年、1387頁参照。

[13] 鈴木賢「現代台湾における法の本土化」北大法学論集51巻４号、2000年、269頁以下参照。

３　伝統中国法の要素

法の外観から見るならば、現行台湾法から中国伝統法の影響は一掃されているかに思われるかも知れない。しかし、マイナーな点ながら、現行法にも伝統中国に由来すると思われる法制度は存在している。また、とくに戦後、中国から移住した外省人には政治的、経済的資源がより多く配分され、優越的な地位にあったことから、外省人が持ち込んだ要因の台湾における影響力を軽視できない。外省人の流入にともない中国から新たに法文化や法意識、さらにはそれらに裏付けられた法行動が持ち込まれている可能性がある。たとえば、戦後の台湾では外省人法律家の大量流入により、日治時期の司法文化は一掃され、司法に対する行政介入の横行、司法官の汚職、腐敗といった「不良風紀」が蔓延したとする指摘がある[14]。

以下では対象を法規範のレベルに限定し、そこに残された中国伝統法的要素について幾つか具体例を挙げる。

現行刑法典は1935年に制定され、これまでに1999年、2002年、2005年などに数度の部分改正を経ている。この刑法はドイツ法からの強い影響のもとで成立したとされるが[15]、ドイツにはないいわゆる「倫常条款」（倫理的条項）が散見される[16]。その代表例が直系血族尊属に対する犯罪について、通常人に対する場合よりも刑を加重する規定である。具体的には直系血族尊属に対する誣告（170条）、遺体、墳墓損壊罪（250条）、殺人（272条）、傷害（280条）、暴行（281条）、遺棄（303条）などである。

たとえば、通常の殺人とは別に直系血族尊属殺の刑を加重する規定がある（272条）。通常殺人の法定刑が死刑、無期懲役もしくは10年以上の懲役であるのに対して（271条）、尊属殺人では死刑か無期懲役に処すと規定する。傷害罪についても同様に直系血族尊属の刑を通常の傷害罪の二分の一加重する（280条）。これは一般に「倫理的孝道の精神にもとづく」ものと解されており[17]、中国の伝統法に淵源を求めることができよう。これらの

[14] 王泰升『台湾法的断裂與連続』（元照出版、2002年）100頁、103～107頁参照。

[15] 王泰升、前掲註(6)243頁以下参照。

[16] 黄源盛「中国刑法典百年回眸」華東政法大学学報、2010年４期、82頁以下参照。

[17] 謝如媛「刑法規範下的家庭秩序」臺大法学論叢、35巻６期（2006年）、10頁参照。

規定についてはさまざまな角度から立法論的批判もあるが、いまだ改正には至っていない[18]。

その他、刑法では義憤殺人罪（273条）、義憤傷害罪（279条）が、大清刑律以来の姦夫殺人を処罰する法条などに由来すると指摘される[19]。また、民事法では清治時期から現在まで台湾漢人のなかで民間金融手法としてよく利用されてきた「合會」について、1999年の民法債権編改正の際に典型契約の一つとして明文規定を設けているのが注目される（709条の1～9）[20]。

4　日本法の要素

台湾法は歴史的に日本法とは「双子の兄弟」とも言うべき関係にあり、外国法のなかで日本法からもっとも濃厚な影響を受けてきたといえる。戦前の植民地支配に加えて、戦後に現行法となった中国30年代法体制の形成自体が日本法からの影響を抜きに論じることができない。戦後も新規の立法、法解釈学、法理論や比較法研究などを通じてその影響は法のほぼあらゆる分野に及んだ。民法、民事訴訟法、刑法[21]などへの影響はとくに顕著である。したがって、日本法の影響について具体的な法規範や法典上の継受事例を示めそうとするならば、枚挙に暇がないほどである。以下では民法を例に日本法が多方面から継受されている様子を示してみたい。

中華民国民法は元来、日本法よりもドイツ法とより近い関係にあり、「民商合一」主義をとる点ではスイス債務法をも参照している。これはこの民法が制定された当時の日本民法学がドイツ法一辺倒であり、ドイツからの学説継受の真っ最中だったことと関係があると考えられる。しかし、そうしたなかでも日本民法独特の規定が中華民国民法に取り入れられている例もある。たとえば、ドイツとは異なり、建物と土地がそれぞれ別々の不動産として扱われる点などを挙げることができる[22]。

法典の外見はよりドイツ法に近いにもかかわらず、中華民国の台湾移転後の民法学の発展はおもに日本民法学に学ぶことによって成し遂げられたとされる。それはあたかも日本民法がフランス民法を継受して制定されながら、ドイツからの学説継受によって解釈されたのと似た状況がある。日本からの影響は日本の立法、判例、学説が台湾に紹介され、採用されたというには止まらない。日本語文献を通じてドイツの学説が紹介されることも珍しくはなかった。日本経由の第三国法継受の例として興味深いのは、信託法の例がある。信託という制度は元来、英米法に特有の制度であるが、台湾では1995年に信託法が制定されている。その際、直接的に参照されたのはむしろ日本および韓国の信託法であったという[23]。日本において豊富な成果を誇る比較法研究は便利な二次資料として台湾の法律家に重宝がられたのである。

ドイツ留学から帰国した学者が主流をなすようになると、日本法学からの継受は以前ほど圧倒的ではなくなる。加えて、アメリカ留学からの帰国者が増加したということもあり、80年代くらいには日本法の影はやや薄れてゆく。しかし、それでも2007年に民法担保物権法が改正された際には、日本法の根抵当制度を継受した「最高限額抵押」の規定が新設されるなど、日本法の影響が途絶えたわけではない。

5　ドイツ法の要素

台湾法は恐らく世界中で韓国法と並んでドイツ法をもっとも忠実に継受した法システムであろう。それは違憲審査制度を含めて、最近までほぼあらゆる法分野について当てはまる。ドイツ法一辺倒の傾向は日本では戦後になると希薄になってゆくが、台湾では最近までこれが続いていた。台湾の法律家の留学先としては依然としてドイツが最多である。表1は台湾

[18] 尊属殺人や尊属傷害罪の法定刑を特別に加重する立法は、日本法にも存在したことがあり（刑法200条）、1973年に最高裁判所により違憲判決を下され、その後、1996年には正式に削除されている。

[19] 馬宗潔「従女性主義論義憤殺人罪」東呉大学法律系碩士論文、2009年、34頁以下参照。

[20] 陳自強『台湾民法與日本債権法之現代化』（元照出版、2011年）192頁参照。

[21] たとえば、刑法につき、徐偉群「台湾刑法学的思索：四十年来台湾刑法学発展的回顧」臺大法学論叢、40巻特刊（2011年）、1435頁参照。

[22] 陳自強、前掲註(20)340頁参照。

[23] 陳自強、同前349頁参照。

大学法律学院に所属する40名の専任教員の留学国別の人数である（2010年3月現在）。

【表1】台湾大学法律学院専任教員留学先[24]

専任教員40名（教授24名、副教授11名、助理教授5名、女性9名）

職　位	ドイツ	アメリカ	日　本	イギリス	フランス	その他
教　授	9	7	3	2	1	2
副教授	5	4	1	1	0	0
助理教授	1	0	3	0	0	1
合　計	15	11	7	3	1	3

アメリカが11名と若い教員を中心に増加してきているが、なおドイツが最多の15名である。他方、日本は7名であり、一般に思われているほど日本留学組が退潮しているわけではない。それにアメリカやドイツに留学した学者でも日本語の文献を継続的に参照している例が珍しくない[25]。

最近は商法や経済法、刑事訴訟法などの分野を中心として、総体的には台湾におけるドイツ法の影響はアメリカ法の勢いに押され気味である。加えて、すでに外国法の参照だけで台湾法の立法論や解釈論を展開する時代は去り、台湾独自の法発展も見られるようになっている。しかし、それでも台湾法の各面に刻印されたドイツ法の痕跡は、なおきわめて際だっている。

6　アメリカ法の要素

国民党政府の台湾移転後、台湾は国際社会における冷戦構造のなかで政治力学的、軍事的にもアメリカの陣営に組み込まれ、アメリカの援助のもとで経済の再建を図ることになる。この過程で台湾にアメリカ起源の法制度が導入されるようになる。1963年にはアメリカ法を継受して動産担保取引法が制定され、民法とは別に動産抵当という新たな担保方法が導入された。その後も1966年にはアメリカ法を参照して会社法が大改正され、1968年にはアメリカ人顧問の参与を得て、証券取引法が制定された[26]。

70年代以降、台湾の国際社会での孤立により、台湾の生存空間確保にとってアメリカの存在がますます大きくなったこと、経済のグローバル化にともなうアメリカ法の影響力の増大もあり、アメリカ法要素はその後も勢いを増す。象徴的な例としては、1985年には著作権法を改正して、アメリカ流の懲罰的損害賠償の観念がはじめて導入されたことが挙げられる。懲罰的賠償は1994年の消費者保護法では広範に採用され、損害賠償法の体系が大きく変更された。故意による消費者損害につき、企業経営者に損害額の三倍まで、過失による場合でも二倍までの懲罰的賠償を求めることができるとした（消費者保護法51条）[27]。日本では損害賠償法理の理論的整合性を保つことを重視し、懲罰的賠償を導入することには消極的な意見が強いが、台湾ではこの点があまり重視されていない印象を受ける。

1998年に制定された家庭暴力防治法には、民事保護令（9～20条）の制度が規定されたが、これもアメリカ法からの継受の例である。

近時、劇的にドイツ式からアメリカ式へ転換したのは、刑事訴訟法である。台湾の刑訴法は1935年に制定された中華民国刑事訴訟法を原型とし、1967年に全面改正されて刑事訴訟法と改称された。ここまでは依然としてドイツ流の裁判所主導の職権主義的手続構造を採用していた。1997年以後、本法は頻繁に改正されるようになり、アメリカ留学から戻った王兆鵬台湾大学教授らの意見を採用して、ついに2002年の改正を経て「改良式当事者進行主義」と呼ばれる手続構造の「革命」を成し遂げた[28]。具体的には163条に規定していた法院の職権調査義務を原則として削除し、挙証責任を全面的に検察官に負わせることとした（161条1項）。また、公判手続においていわゆる「交互詰問方式」を導入して、被告人の「対質詰問権」を強化した。つづく2004年の改正では判決に代えて、被告人と検察官による「認罪協商」（司法取引）による訴訟終結を認める制度を導入した。こうした改正は、冤罪を防止し、被告人の人権を保護しようとする趣旨のもとにア

[24]『国立台湾大学九八学年度教学単位評鑑表』2010年3月、134頁。

[25] たとえば、刑法では蔡墩銘、蘇俊雄、民法では陳自強、陳聡富などがいる。

[26] 王泰升ほか、前掲註(9)156頁参照。

[27] 朱柏松『消費者保護法論』（増訂版、自家発行、1999年）47頁以下参照。

[28] 王兆鵬『刑事訴訟法講義』（元照出版、2010年）12頁、549頁以下参照。

メリカ法を参照して行われたものである[29]。

日本では戦後、連合国の占領下でアメリカ法を継受し、戦前の刑事訴訟手続を全面的に変革したが、台湾ではそれがこの10年余りでようやくなし遂げられたことになる。しかし、刑事手続におけるアメリカ化は、「司法取引」の導入などすでに台湾の方が先行した部分がある。「正義を売り渡す」とも批判される司法取引制度を台湾が大胆に導入したことは、アメリカ起源の制度が実体的真実究明に熱心だと言われる東アジアの文化に果たして受け入れられるかどうかを見る試金石ともなる[30]。比較法的にはきわめて興味深い実験だと言えよう。

アメリカ法学は台湾の法学にも大きなインパクトを及ぼしつつある。従来、台湾の法学は条文注釈学的なdogmaticな傾向が強かったが、英米留学から帰った法学者がつぎつぎと研究者として大学に籍を置くようになると、社会学、経済学、政治学、フェミニズム、犯罪学など多様な方法を駆使した豊かな研究成果が公表されるようになっている[31]。

7　台湾の独自性

このように台湾法には伝統中国法からの影響を引き継ぎながら（また、戦後は新たに影響を補充させながら）、これに日本法、ドイツ法、アメリカ法などを継受して形成されてきたと言える。しかし、今日の台湾法はすでに多様な外国法を継受した単なる多元的重層、重層的統合に止まらない独自性を獲得するに至っている。台湾の法学者もいわゆる法の「在地化」ないし「去内地化」が生じていると認識し始めているが[32]、これを証拠で

[29] 司法院『司法改革八年』(2007年) 30頁参照。

[30] 王皇玉「認罪協商程序之法社会学考察」臺大法学論叢、37巻4期 (2008年)、65頁以下参照。制度は導入されたが、現在のところ司法取引が行われる事件はきわめて限定されているという。

[31] 王泰升、前掲註(12)1407頁参照。たとえば、注目すべき成果として、王暁丹・林三元「法律移植與法律適応：婚姻受暴婦女聲請民事通常保護令裁定之分析」思與言、47巻4期 (2010年)、85頁以下などがある。

[32] 王泰升「法律史：台湾法律発展的『輪替』、転機與在地化 (2007－2009)」臺大法

裏付けることは容易である。

たとえに民事訴訟法をとりあげて「在地化」の進展を観察してみよう。台湾の民訴法学は2000年以前まではおもにドイツ、日本の判例、学説の吸収に励んできたが、21世紀に入る頃から台湾独自の理論や制度化が見られるようになっている。すなわち、「台湾の民事訴訟法学には理論研究のレベルで比較法を超える傾向が現れているだけではなく、立法においてもしだいに継受法の性格を脱し、ついに台湾ローカルな民事訴訟法学が形成されつつある」[33]と言われるに至っている。このうごきをリードしたのは邱聯恭教授（台湾大学法律学院）が提起した新手続保障論である[34]。訴訟当事者の訴訟における主体的権利保障を中核的理念として、1999年以後、一連の法改革が行われた[35]。具体的には、調停手続、簡易訴訟手続の改革、少額訴訟手続の創設、証拠法改革、集中審理方式による審理促進策、第三審弁護士強制制度、督促手続、公示催告手続、保全手続などの充実などである。

少額訴訟手続は訴額が10万元以下の事件に適用される手続である。日本では実現しそうもないゆえ、日本人にとって目を引かれるのは、この手続に関しては民訴法が裁判所に対して夜間、日曜日、その他の休息日に行うことを義務づけている点である（民訴法436条の11）。少額訴訟手続が当事者主体の手続であることが徹底されているのであり、まさに「簡速化」「平民化」「大衆化」をモットーとしていることが分かる[36]。

民事訴訟の当事者に手続選択権を認める理論は、事件を担当する裁判官を当事者の合意によって選任させるという合意選任法官制度まで生み出

学論叢、39巻2期 (2009年)、165頁以下、同「臺灣的中華民国法制『去内地化』進展與侷限」国際シンポジウム「近代台湾の経済社会変遷」（会議論文、愛知大学東亜同文書院大学記念センター、2012年8月4日）参照。

[33] 黄国昌『民事程序法学的理論與実践』（元照出版、2010年) 392頁以下参照。

[34] 邱聯恭「台湾における民事訴訟法の改革とその先導理論」『新堂幸司先生古希記念論集　民事訴訟法理論の新たな構築』上巻 (有斐閣、2001年) 248頁参照。なお、邱教授は東京大学で法学博士を得た日本留学組である。

[35] 許士宦「戦後台湾民事訴訟法学発展史」月旦民商法雑誌、2012年3期、5頁以下参照。

[36] 黄国昌、前掲註(33)402頁参照。

した。これは2003年に「民事訴訟合意選定法官審判暫定条例」により導入され、2008年まで実施された。これは一種の訴訟契約によって民事訴訟の当事者が担当裁判官を指名するというユニークな制度であったが、残念ながら、あまり利用されることがなく、試行期間を終えてしまった[37]。とはいえ、台湾人が世界に先駆けて挑戦的な試みをするに至っている例として注目に値する。

台湾の独自性は法制度、法規範の面だけでなく、法学にも表れ始めており、すでに単に「別人怎麼規定」（外国ではどう規定しているか）を論じているだけでは高い評価を受けることはなくなっている。すなわち、法学にも「在地化」の傾向が顕著になっている[38]。

8　むすびに代えて

以上で見たように台湾法は今日、外国法からの一方的継受による法発展という段階を超え、外国法にはない一定の独自性を獲得しつつある。ここではまさに法哲学者、長谷川晃教授（北海道大学）が「法のクレオール」とよぶ現象が進行しているのである。すなわち、「異なる法体系・法文化の遭遇と各社会内での法の相互浸透、そしてさらなる法の変成と次なる新たな遭遇という連鎖的なプロセス」[39]である。多元的な法が相互融合した結果、それらとは異質な独自の法が生み出されようとしているのである。台湾法が果たしていかなるオリジナリティを獲得するのかは、現段階ではいまだ見定めることが困難である。しかし、世界の比較法、とりわけアジア各国に大きな示唆を与えうる存在になることが期待される。

台湾法は現に中華人民共和国法に対してはすでに大きな影響を与えつ

[37] 姜世明『任意訴訟及部分程序争議問題』（元照出版、2009年）121頁以下、沈冠伶『訴訟権保障與裁判外紛争処理』（元照出版、2012年）155頁以下参照。

[38] 徐偉群、前掲註(21)1459頁参照。

[39] 長谷川晃「〈法のクレオール〉の概念をめぐる基礎的考察」北大法学論集、58巻3号（2007年）、244頁。法のクレオールに関しては、長谷川晃編『法のクレオール序説』（北海道大学出版会、2012年）所収の各論文も参照。

つあるし[40]、今後は民商法などの取引や経済活動にかかわる法分野だけではなく、中国で自由化、民主化が進めば、公法や政治制度、司法制度にかかわる法分野でも大いに参照価値が増すことであろう。台湾人民の生み出す新たな質の法にもっと関心が払われてもよいと思われる。

[40] 高見澤・鈴木、前掲註(10)110頁、王文杰『嬗變中之中国大陸法制』（国立交通大学出版社、2001年）400頁など参照。